

# インターネットに関する著作権侵害と フェア・ユース原則の適用について

東 泰正\*

## "The Application to the Infringement of Copyright Law and the Fair Use Doctrine on the Internet"

Yasumasa HIGASHI

### はじめに

インターネットは、近年における急速な発展に伴って、社会や産業などに大きな影響を及ぼし始めている。本稿では、インターネットと著作権の問題について、フェア・ユースを主なテーマとして若干の考察を試みたい。

従来のあらゆる情報通信メディアと異なり、インターネットは技術的に最も新しいものであり、その技術的方式、アクセスの容易さ、簡便さ、伝達の即時性、伝達の双方向性において、特異な存在である。この巨大なネットワークは、従来は不可能であったことを可能ならしめている。インターネットによってWWW (World Wide Web) のネットワークを使って、サーフィン (surfing 波乗り) すれば、インターネット著作物にアクセスでき、その著作物の一部又は全部を使用することができるのである。

インターネットは、革命的な通信手段であると同時に文化・社会・産業・政治・経済他の多方面にわたって、大きな変革をもたらしている。法律の面においても、従来の法律が想定していないような事態が発生してきている。例えば、コンピュータ・プログラムは、著作権法が本来、想定していた保護対象の枠組みを越えて、科学技術の発展に伴って出現した対象物であるため、<sup>1)</sup> 既存の法理論をそのまま当てはめると、実情に合わない無理な結論に至りがちである。<sup>2)</sup> 同様に、インターネットやパソコン通信と著作権との間にも新たな諸問題が生じている。インターネットと知的財産

権、プロバイダーの責任、表現の自由とプライバシー、国際私法などの法的問題のうち、本稿では、知的財産権の一つである著作権の独占権の制限であるフェア・ユースについて、その内のいくつかの問題について、我が国とアメリカ合衆国の実情を取り上げながら検討を試みたい。

### フェア・ユースの概念

著作権法の目的とするところは、著作物のような「文化的所産の公正な利用」を図り、もって「文化の発展に寄与する」ことである (著作権法第1条) とし、著作物を知的財産 (intellectual property) とみなして、財産権 (property rights) を著作権者 (copyright holder) に独占的・排他的 (exclusive) に付与している。この独占的な権利を認めて著作権者を保護することにより、創作意欲や経済的にも報われる可能性のインテンシブを著作権者に法的に約束することが、公平な社会という要請に応えることになるからである。

しかし、反面、この独占的排他権は絶対的な権利ではなく、社会・文化の発展に寄与するうえで、社会的公正の範囲で制限が加えられてしかるべきであると考えられる。つまり、「公正な使用 (フェア・ユース)」という、ユーザーが作者の承諾なしに著作物を使用できる範囲を法的に規定したのがフェア・ユースの法理 (fair use doctrine) である。

アメリカ合衆国著作権法107条は、フェア・ユースを規定し、この条項に基づいてユーザーは、著作権侵害訴訟 (copyright infringement action) の抗弁 (defence)

\* 帝京短期大学非常勤講師 米日ロビイスト協会理事

として、107条を多用している。

107条は、「——批評、解説、ニュース報道、授業（教室での使用のための多量のコピーを含む）、研究又は調査を目的とする著作物の公正使用は——著作権侵害にならない」<sup>3)</sup>としている。

さらに107条は、「特定の場合に著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かは次の要素を考慮するべきである。

(1) 使用が商業的であるかどうか又は、非営利目的の教育的なものであるかどうかの別を含んだ使用の目的及び性格 (2) 著作物の性質 (3) 著作物全体との関連において、使用された分量及び実質性 (4) 著作物の潜在的マーケットへの影響又は使用によって及ぼすであろう価値への影響」<sup>4)</sup>を考慮すべきであると規定している。

我が国の著作権法も、この米国のフェア・ユース規定を準用して著作権法の第30条から47条の2にわたって、自由使用の規定を設けている。

## 我が国の著作権法のフェア・ユース規定

### a. 私的使用のための複製

我が国の著作権法は、著作権者の独占排他権を制限し、第30条で、フェア・ユースの最初の項目として「私的使用のための複製」について規定している。その第1項で著作権の目的となっている著作物を「——個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること——」を「私的使用」と定義し、この私的使用を目的とする場合には、その使用する者が、複製することを容認している。「個人的使用」は、本人個人が使用するのであるから、明白であるが、「家庭内その他これに準ずる限られた範囲」については、(1) ごく親しい少人数の友達<sup>5)</sup> (2) 4～5人の親友知人<sup>6)</sup> (3) グループのメンバー相互間に強い個人的結合関係がある閉鎖的グループ内<sup>7)</sup>での使用は、フェア・ユースに該当するとの見解がある。しかし、親友・知人やグループのメンバーの1人が、他の親友・知人やメンバーには初めての人を連れてきたような場合はどうなのか、連れてくるのは何人までなら許されるのか、あるいは1人でもだめなのか、などの問題は事例ごとに判断せざるをえない。

インターネットの急速な普及は、簡単な操作による通信画面を通して人間関係を作り出している。会ったこともなければ、声を交わしたこともないし、場合によって年令も性別さえ分かっていないが、Eメールで頻繁に通信を交わしているケースは、著作権法上の「そ

の他これに準ずる限られた範囲」に該当すると解釈してよいのか否かも今後の具体的事例の集積を待つかない。

後程、触れるが、我が国の著作権法は、大陸法系列の影響のもと、財産権の要素と人格権の要素との2つを保護対象にしていることから、私的使用に「金銭的経済的利益」が伴っているかどうか、を基準として正否を検討すると共に、その複製をどのような「目的」に使用するかによって著作権者の人格権の侵害の可能性の有無を判断基準にしていると考えられる。つまり、著作権法が保護対象としている著作物の財産権又は、著作権者の人格権を侵害しているか否かをフェア・ユースの判断基準にしているのである。

私的使用と複製の問題として、市販の別売りのソフトウェアを購入した時、そのパッケージの内部に入っている「使用許諾契約書」には、さまざまな禁止条項が含まれている。購入したソフトウェアを私的に使用すること、いわゆる、ローディング (loading) 行為を第三者が行なうことを制限できるかどうかという問題である。

プログラムのローディングについては、著作権審議会第六小委員会中間報告は「その蓄積は瞬間的かつ過渡的なものであって、複製に該当しない」としており、一時的な蓄積は複製ではないことになる。<sup>8)</sup>従って、キャッシュデータがハードディスクに保存される状態になるような場合は、一時的・瞬間的蓄積ではないから複製したことになる。アメリカやヨーロッパでは、ローディングのような一時的蓄積も複製と解釈しているので、著作権者の許諾が必要なため、使用許諾がパッケージを開封しただけで成立する開封契約による「使用許諾契約書」が必要になる。アメリカからの直輸入の際に、英文契約書をそのまま翻訳して、日本国内の販売時にパッケージに添付したために生じた齟齬で、日本国内においては、ソフトウェアの使用の許諾を著作権者に求める必要はなく、本来、自由に使用できるものである。

### b. 引用

フェア・ユースの一つに「引用 (citation)」がある。第32条は「引用」について「公正な慣行」に合致しかつ、「引用の目的上正当な範囲内」で引用しなければならない」旨を定めている。

最高裁の判例では、(1) 引用であることが明確に認識できる表現形式になっていること。(2) 引用部分が引用している著作物に対して、主従の関係で従属していること。の2点を具体的判断基準としている。<sup>9)</sup>主従の

判断は、必ずしも文字や図形の量的な多少によるとは限らない。例えば、インターネット通信で、他人の著作物を延々と引用した後、その論旨の誤りを短文で指摘したような場合、引用部分が文字数として多量であるから主で、反論部分は短文ゆえに従属していることにはならないのではないだろうか。こういう場合は、著作物全体の内容構成から判断して、フェア・ユースに該当する引用であるか、あるいは、引用を逸脱してフェア・ユースにはあたらず、著作権を侵害しているかを判断するべきである。

引用に関しては、インターネットのホームページに出所を明示しないで引用した場合、48条の「出所の明示」規定との関連で問題が生じる。

48条1項は「——著作物の出所を、その複製又は利用の様態に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。」旨規定し、フェア・ユースとしての引用の場合、その利用にあたって出所を明示することを義務づけている。

従って、ホームページに名称やサイン名、ハンドルネームが表示されている場合は、それを明示することが必要になる。明示を怠ると122条の罰則規定により10万円以下の罰金に処せられることになる。この出所明示義務違反には罰則が伴うことから48条は、いわゆる、強行規定と解されるから、ホームページの場合はタイトルを明示し、タイトルがない場合はURL<sup>10)</sup>を記載する必要があることになる。著作者がURLの開示を禁止しているホームページの場合でも、URLを表示して、著作者の公開禁止の意志を無視してでも出所の明示を、理論的には、せざるを得ないことになる。

プロバイダーとの会員規約<sup>11)</sup>によっては、「一切の引用を禁止」している契約内容になっているものが多い。著作権者が引用を禁止する旨の意志表示をしている場合、引用はできないのであろうか。あるいは、個人の使用以外は、無料の上演であっても、一切許可しない旨の規約内容に、拘束されるのであろうか。フェア・ユースの法理では、著作権の条件を満たしている限り、ユーザーは、著作物を引用することも、営利を目的としない上演をすることもできると解される。

私的使用のための複製と引用についてインターネットに関連する問題点を検討してみたが、この他のフェア・ユースとしては、図書館等における複製、教科用の図書等への掲載、学校教育番組の放送等、学校その他の教育機関における複製、試験問題としての複製、点字による複製等、営利を目的としない上演等、時事問題に関する論説の転載等、政治上の演説等の利用、

時事の事件の報道のための利用、裁判手続等における複製、翻訳・翻案等による利用、放送事業者による一時的固定、公開の美術の著作物等の利用、美術の著作物等の展示に伴う複製、プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等、19項目が条文化されており、米国のそれと比べると詳細に自由使用の範囲が規定されている。

## ユーザーの利益 (Interests of Users)

インターネットの出現によって、派生してきた新しい問題も従来のフェア・ユース法理で解決すればよいとする立場の研究者がいる。サイバー法 (cyber law) については著名なコメンテーターであるパメラ・サムエルソン (Pamela Samuelson) は、フェア・ユースの理論はすでに著作権制度のなかで完成しているのであるから、従来の法理に従って対処すればよいのであり、出版社の経済的利益に特別の配慮をする必要はない<sup>12)</sup>と主張する。

従来の先例を続けることは、ユーザーにとっては、従来通りに対処すればよいのであるから、フェア・ユースとしての受諾可能な行動範囲の基準を判断しやすい、という点で望ましいとしている。<sup>13)</sup> 又、サムエルソンは、出版社が事前に条件やなんらかの制限を、その著作物に関してなされていない場合は、ユーザーは、公正使用できる、と主張する。<sup>14)</sup> さらに、著作権者の保護を強化していくことによって、インターネットを単なる情報の有料道路やオンラインショッピング (online shopping) ができるサイバーモール (cyber mall 電子仮想商店街)<sup>15)</sup> にしてしまいかねない。つまり、著作権が強くなりすぎると、その結果として、ユーザーが著作権侵害を危惧して、より自由な教育的・創造的活動が減退することになるからである。<sup>16)</sup>

インターネットは、他のいかなる従来型のメディアにもないユニークな機能として、その伝達経路は集中化していない (decentralized) ことがあげられる。例えば、新聞・雑誌にしてもテレビ・ラジオにしても新聞社・出版社や放送局という情報の伝達経路の核が存在しているけれども、インターネットには、このような機構上の核はない。1箇所の通信を破壊されても別の回路を使って情報を伝達できるように網の目のように回路をはりめぐらすという軍事上の戦略から生まれたインターネットは、本質的に、集中化・中央化する核を持たない分散的なアクセス構造なのである。このことに加えて、インターネットは、経済的にコストが安価なこと、操作が簡便なこと、電子通信であるから伝

達速度は即時であること、ネットワークは地球規模の広域性であること、そしてすでに述べたように、中央化していない分散的な構造であるから、ユーザーにとって、裁量の幅が広い開放的なシステムといえる。

著作権を伴う創作物を発表する手段は、今までは、だれにでも与えられているというわけではなかった。自分の意見を公表するにしても、誰でもが著書にしたり、テレビに出演できるわけではない。インターネットやパソコン通信では、誰でもが自由に簡単に自分の創造著作物を現実として発表できるのである。

これらのことを、勘案すると、著作権者の著作権を過度に保護することによって、ユーザーを抑制するべきではない。インターネットの特性を閉ざしてしまうような著作権の保護は、インターネットを従来型の一方向メディア (one-sided media) にしてしまい、単なる電子本 (electronic book) にしてしまう恐れがある。

### 財産権と人格権

著作権は、知的財産権の一つであるが、アメリカ・イギリスなどの英米法体系の国とヨーロッパや、その法体系を取り入れた日本などの大陸法体系の国とは、その性格に違いがある。

ヨーロッパや日本などの大陸法系の場合は、著作物の財産的要素の利益面を保護するための「著作財産権」に加えて、著作物を他人に勝手に使用されることによって引き起こされる、著作者が被る不快感や名誉棄損を法的に保護するための「著作者人格権」から構成されている。著作権には財産権の他に人格権も認めて保護をしているのである。

これに対して、アメリカ・イギリスなどの英米法系では、著作権は、「財産権」を意味し、「人格権」の概念はないとされている。

インターネット発祥国のアメリカ合衆国の著作権に対する捕らえ方は、伝統的には「財産権」としての概念である。人格権の侵害に対しては、著作権の侵害として訴えるのではなく、刑法 (criminal law) や不法行為法 (tort) を根拠に名誉の回復や損害賠償を求めることになる。

### アメリカ政府のインターネットの公的規制

インターネットは、分散的であり、中央化・統制化が困難である特性を持っているが、政府による公的な規制の試みもみられる。インターネットに対する公権力の規制や介入は、極力避けなければ、インターネットの特性を奪ってしまうことになる。

インターネットの普及が普遍的であればあるほど、著作権者とユーザーとの権利関係のバランスの問題は、より深刻な問題であり<sup>17)</sup> 多くの研究者やコメンテーターがこの問題に取り組んでいる。

クリントン行政府とアメリカ議会も又インターネット技術によるこのニューメディアの社会への影響を考慮し情報インフラ特別専門委員会 (the Information Infrastructure Task Force; IIFT) を1993年2月に設置した。IIFTは、電気通信政策委員会 (the Telecommunications Policy Committee)、応用技術委員会 (the Committee on Applications and Technology) 及び情報政策委員会 (the Information Policy Committee) の3委員会から構成されている。これらの取り組みは、アル・ゴア副大統領 (Vice President Al Gore) の提唱によるスーパーハイウェイサミット (the Superhighway Summit 1994年1月11日) で公表された。2000年までに、全米すべての教室、図書館、病院・診療所をインターネットで結ぶ大プロジェクトである。

フェア・ユースの問題に関連しても、行政府と議会は、NII著作権保護法<sup>18)</sup> やCONFUガイドライン (The Conference on Fair Use Guideline)<sup>19)</sup> に取り組んでいる。CONFUに関しては、遠隔地学習 (Distance Learning)、教育マルチメディア (Educational Multimedia)、電子保存システム (Electronic Reserves Systems)、図書館におけるソフトウェアの使用 (Software Use in Libraries) 等の項目別に各班が1997年7月から、ガイドラインの作成作業に入り、同年9月の段階では、デジタル画像 (Digital Images) に関するガイドラインが最も最終案に近づいている。<sup>20)</sup> 1998年2月に議会に提出された法案の目的は、「著作権法をデジタルネットワーク化した国家の情報インフラ環境に適合させること——」としている。<sup>21)</sup>

又、IIFTは、個人情報に関しては、プライバシー部会 (the Privacy Working Group) がプライバシーとNIIについて個人情報の提供及び利用の原則をまとめている。

その内容は、一般原則として、(1) 個人情報、個人のプライバシーが尊重される方法で、収集され開示され利用されなければならない。情報プライバシー原則 (Information Privacy Principle) (2) 不当に変更したり破壊してはならない、情報の完全性原則 (Information Integrity Principle) (3) 提供及び利用の目的に沿って正確に (accurate) 適時に (timely) 完全に (complete) そして適切に (relevant) 対処しなければならない、完全性原則 (Information Integrity Principle) を規定し、

さらに、個人情報のユーザーの原則として、(1) 個人のプライバシーに及ぼす影響を考慮して、合理的な範囲のみの情報を収集し保有しなければならない、収集の原則 (Acquisition Principle) (2) 収集の目的、利用の目的、機密保持、効果、救済時の対応について必要かつ十分な告知をしなければならない、告知原則 (Notice Principle) (3) 機密性及び完全性を保持するための技術的な管理の手段を講じなければならない、保護の原則 (Protection Principle) (4) 個人情報は、個人の意思に反して利用する場合は、その利用が公共の利益のためにやむを得ない公正性がある場合にのみ利用できる、公正の原則 (Fairness Principle) (5) 個人情報のプライバシーについて、ユーザーは、ユーザー自身もその他の公衆に対しても、その利用について教育啓蒙しなければならない、教育原則 (Education Principle) を示唆している。

個人情報の提供者に関しては、(1) 提供者は、自己の情報について、収集目的、利用目的、どのように機密が保持され保護されるのか、その効果と救済の権利について十分かつ適切に知らされるべきである、認知原則 (Awareness Principle) (2) 自己の情報を知り訂正する手段、機密性・完全性を保護するために暗号化するなどの技術的手段を講じる機会、匿名にする機会が与えられて自己のプライバシーを守ることができる、権利付与原則 (Empowerment Principle) (3) 不正な開示や利用によって、損害を被った場合は、適切な救済手段を講じることができる、救済原則 (Redress Principle) が含まれている。

作業部会のブルース・レーマンは、世界知的所有権機構会議 (the World Intellectual Property Organization Conference) において、NII 著作権保護法を議題として提案し、NII 著作権保護法を国際レベルの基準法規にすることを試みている。インターネットが全地球規模の存在であるから、フェア・ユースに関しても、国境を越えて適合する統一基準が期待される。<sup>22)</sup>

同法の第1201条は、「何人も——著作権者の承諾や法の容認なくして——アメリカ著作権法の第106条に規定する著作権者の独占的権利 (exclusive rights) を侵害してはならない」<sup>23)</sup> 旨を草案し、「法の認容」でフェア・ユースのグローバルスタンダードを模索している。さらに同法は、第1202条で、50万ドル以下の罰金又は5年以下の懲役又は併科とする旨を規定して<sup>24)</sup> 強制法規としての実効性をはかっている。

## 米国通信品位法

1996年2月の連邦通信法 (Telecommunication Act of 1996) の改正に伴い、通信品位法 (Communication Decency Act) が制定され、インターネットなどオンラインによるポルノ (pornography) の公的な規制に関して法律が制定された。未成年者のオンラインによるアクセスを規制するもので、猥褻な (obscene)、下品な (indecent)、明白に不快な (patently offensive) 表現を禁じる内容である。違反したユーザーやプロバイダは、25万ドル以下の罰金又は2年以下の懲役あるいはその併科に処せられることになった。

アメリカにおいても、「猥褻な」表現は、憲法が保障する表現の自由や言論の自由には該当しない、とされている。最高裁の判例も、「ミラー対カリフォルニア事件 (Miller v. California)」<sup>25)</sup> でハードコアなポルノ (hardcore pornography) に限定して、表現の自由の保障は受けない、としている。しかし、ソフトなポルノや汚い言葉 (dirty word) などの下品な表現や明白に不快な表現は、原則として表現の自由、言論の自由が保障されている。

この通信品位法の制定に対して、市民団体や通信ネットワーク業界、パソコン業界などが、同法が憲法違反であるとして提訴した。連邦地方裁判所は、原告の訴えを認め通信品位法が憲法に違反する旨を判決している。

ニューヨーク南部地区地方裁判所は、「ジョウ・シェア対レノ事件 (Joe Shea v. Reno)」の判決理由として、インターネットなどのネットワークによる通信は、従来型の放送とはその性質が異なっており、従来の放送様式を前提とした連邦通信法の法理論に基づく「放送」と同じものとみなして規制することはできない、と判示した。これに対して、連邦政府は、アメリカ最高裁判所に上告した。最高裁は、1997年6月26日に判断を下し、通信品位法は、修正第1条が保障する表現の自由に抵触し違憲であるとした。

最高裁の判決理由の第一は、インターネットなどのネットワーク通信は、放送法が前提としている放送の電波が「有限」であるからその交通整理としての必要性及び公共性のための規制の正当性に該当しない、つまり、ネットワーク通信では、電波のような限られた通信回路によっているわけではないから、電波の有限性を根拠に規制する「放送」には当たらないこと、そして第二の理由として、「猥褻」の概念や制限の範囲については、判例の基準原則も整っているが、「下品」

や「明白な不快」という用語は、法律用語としては、不明確・不明瞭であるからユーザーにとって、自分の情報が法に触れるかもしれない、という不安や萎縮から自由な表現や言論を阻害する恐れが生じること、第三に、インターネットの規制は未成年者のみに限定できないから成年者の制限にもなるので、成年者に憲法が保障している言論や表現を公的に抑圧することになること、第四に、通信品位法は、個人や営利目的ではない使用も規制対象としていること、を挙げている。

インターネットの規制は、法的に行なうのではなく業界などが自主的に規制する方向が望ましい。インターネットが新技術によって出現したものであるから、PICS (Platform for Internet Content Selection) など技術的にインターネットの内容を濾過するソフト (filtering soft)<sup>26)</sup> の開発と普及が待たれる。

### むすび

インターネットと著作権の問題について、公正使用の視点から、いくつかの論点を取り上げてみた。インターネットという、新技術による革命的な通信手段は、ユーザーによる自主的な管理や規制によって、表現の自由・言論の自由及び通信の秘密・検閲の禁止が守られなければならない。

我が国では、組織犯罪対策の名のもとに、公権力による「盗聴」を認めようとする試みさえなされている。「組織犯罪対策法」は、草案として、令状による通信の傍受を認めようとする内容である。電話又はファクシミリによる通信、コンピュータ通信その他の電気通信の盗聴を可能にし、インターネットによるEメールも対象となる。限られた犯罪に絞られてはいるが、別件傍受も認めるなど、捜査機関による歯止めのかかない濫用の恐れのある内容である。

米国が通信品位法を違憲と判断するなど、インターネットをはじめとする通信の規制には、慎重である。容易に公的な規制に走ることなく、この新しい地球規模で発展しつつある通信手段を、ユーザーにとって最も有益なものとなるように、慎重に健全に育てていかなければならない。

尚、本稿は、拙稿博士論文 (Columbia University, SIA, Jur. D.) の部分的要約であることを付記しておくたい。

### 参考文献・資料

(1) 「インターネット法」内田春・横山経通商事法務

研究会

- (2) 「最前線インターネット法律問題Q & A集」山下幸夫 情報管理
- (3) 「ホームページにおける著作権問題」インターネット弁護士協議会、毎日コミュニケーションズ
- (4) 「インターネットの法律実務」岡村久道・近藤剛史、新日本法規
- (5) Columbia Law Review vol. 98, No. 1 "Will Fair Use Function on the Internet?" Dan Thu Thihan
- (6) id. vol. 94, No. 8 "A Manifesto Concerning the Legal Protection of Computer Programs" Pamela Samuelson, Randall Davis, Mitchell D. Kapur, J. H. Reichman
- (7) id. vol. 98, No. 3 "Busting the Administrative Trust: An Experimentarist Approach to Universal Service Administration in Telecommunication Policy" Christopher Weyth Kirkham
- (8) Michigan Law Review vol. 95, No. 3 "Is Turn About Fair Play? Copyright Law and the Fair Use of Computer Software Loaded Into RAM" Chad G. Asarch
- (9) id. vol. 94, No. 1 "Computer Bulletin Board Operator Liability for Users' Infringing Acts" M. David Dobbins

### 〔註〕

- 1) Pamela Samuelson は、A Manifesto Concerning the Legal Protection of Computer Programs, 94 Columbia Law Review 2308, 2336, 1994 の中で、「ソフトウェアは、著作権法で法的に保護するにはあまりにも科学技術的 (technical) である」と述べている。
- 2) アメリカ合衆国の特許庁初代長官 (first head of the U. S. Patent Office) トマス・ジェファソン (Thomas Jefferson) は、ワシントンのジェファソンメモリアルの碑文の中で、憲法や法律は、世代から世代へと移り渡って行くにつれて、状況や実情が変化していくのだから、実情に応じて適合させていくべきで「彼が子供の時のコートを大人になった彼に着せるようなこと——」( We might as well require a man to wear still the coat which fitted him when a boy ——) をすると無理が生じると述べている。
- 3) U. S. C. A. § 107 Limitation on exclusive rights; Fair Use " — the fair use copyrighted work, including such use by reproduction in copies — for purposes such as criticism, comment, news reporting, teaching (including multiple copies for classroom use), scholarship or research is not infringement of copyright —"
- 4) U. S. C. A. § 107 " — in determining whether the

use made of a fair use the factors to be considered shall include——

- (1) the purpose and character of the use, including whether such use is of a commercial nature or is for nonprofit educational purposes;
- (2) the nature of the copyrighted work;
- (3) the amount and substantiality of the portion used in relation to the copyrighted work as a whole; and
- (4) the effect of the use upon the potential market for or value of the copyrighted work.

5) 文化庁著作権課内著作権法令研究会編著「著作権法ハンドブック」p.61

6) 半田正夫・紋谷暢男編「著作権のノウハウ」p.188

7) 加戸守行著「著作権法逐条講義〔改訂版〕」p.181

8) 我が国の学説で「複製」に当たらないとするものに、北川善太郎「技術革新と知的財産法制」p.72以下がある。

9) 最高裁昭和55年3月28日第3小法廷判決「パロディ・モンタージュ写真事件」判例時報967号p.45

10) Uniform Resource Locatorの略。発信者のアドレスのことで WWWではhttp://——で表示される。

11) 著作権上の「引用」は、自由にできるが、会員規約については、ユーザーの債務不履行による、プロバイダーに対する契約違反にはなるので制裁される可能性はある。

インターネットなどのパソコン通信のプロバイダーに入会する時、交わされる会員規約は、いわゆる約款に該当し、契約条件は、プロバイダーが予め画一的に定めるので、会員規約の中の規定によっては、ユーザー側が一方的に不利な場合がある。著しく不利な内容の場合は、民法上の公序良俗違反で無効となる場合も考えられる。

12) "Rights and Responsibilities of Participants in Networked Communities" (「ネットワーク社会における当事者間の権利と責任」) Dorothy E. Denning & Herbert S. Lin eds. 1994 p. 93

13) See id. at 118

14) See id. at 118

15) インターネットやパソコン通信を使って商品・サービスの注文や支払いを行なう販売方法をオンラインショッピングという。インターネットのWWW(ワールド ワイド ウェブ)では、映像の処理も可能なのでテレビ画面上のカタログによってインターネットでショッピングすることができる。

個々の企業が別々にオンラインすることなく複数の会社・店舗・企業が参画して、あたかも仮想の商店街が画面の中に出て来たかのようになることからサイバーモール(電子仮想商店街)と名付けられ各種登場している。店舗が不要で人件費も節約できることから価格を有利に設定できるし、遠隔地との取引も容易であるなど従来の通信販売をさらに進化させた方式といえる。

16) See James Boyle; Is Congress Turning the Internet into an Information Toll Road? Insight Jan. 15, 1996 at 24, 25

17) See Kenneth D. Crews, Copyright, Fair Use and the Challenge for Universities 31, 1993.

18) NII著作権保護法は、オーリン・ハッチ上院議員(Senator Orrin Hatch)とカーロス・ムーアヘッド下院議員(Congressman Carols Moorhead)の2人が、クリントン行政府の作業部会(the Clinton Administration's Working Group)から任命され、この法案に取り組んできた。S. 1284, 10th Cong. 1995; H. R. 2441, 10th Cong. 1995.

19) See Lehman, Proposed Educational Fair Use Guidelines for Digital Images, in the Conference on Fair Use at 37.

20) See Bruce A. Lehman, The Conference Fair Use; Report to the Commissioner on the Conclusion of the First Phase of the Conference on Fair Use at 10-12, 37-47 1997.

21) See S 1284, 104th Cong. 1995; H. R. 2441, 104th Cong. 1995; White Paper "—— adapting the copyright law to the digital, networked environment of the national information infrastructure"

See Intellectual Property and the National Information Infrastructure, reprinted in 13 Cardozo Arts & Ent. L. J. 275 1994.

22) Columbia Law Review, vol. 98 No. 3 p. 620 Busting the Administrative Trust: An Experimentist Approach to Universal Service Administration in Telecommunications Policy

23) See NII Copyright Protection Act of 1995 § 1201 "No person shall import, manufacture, or distribute any device, or product —— the primary purpose or effect of which is to avoid, bypass, remove, deactivate, or otherwise circumvent, without the authority of the copyright owner or the law, any process, treatment, mechanism, or system which prevents or inhibits the

violation of any of the exclusive rights of the copyright owner under section 106"

24) Id. § 1204 "Criminal offenses and penalties" " — not more than \$500,000 or imprison[ment] for not more than 5 years, or both."

25) 930 F. Supp. 916 S. D. N. Y. 1996

26) MITが中心になって開発された技術で、未成年者のアクセスが好ましくないと思われる内容の情報に対して、親などのユーザーが、このソフトを設置することによって受信を除去することができる。マイクロシステム社の「サイバーパトロール (Cyber Patrol) などが実用化されている。